テ 民廿三〇五四、三四〇十三 雫十一〇廿三、十四〇二
ア 創四六〇十一、廿六〇十六十七、十八、十九 代上六〇一、十六
サ 出二〇一二、六〇廿
キ 民三〇二
ユ 利十〇一二 民三〇四 代上二四〇二
メ 民三〇三九
ミ 民十八〇廿三、二四 申十〇九 雫十三〇十四 申三十四〇三
シ 民一〇四九
ヱ 民二六〇三
ヒ 民一〇 申二〇十四、十五
モ 民十四〇二八、二九 雫前十〇五、六
セ 民十四〇卅
イ 民二六〇卅三、三六〇一、十一 雫十一〇三
ロ 民十四〇三五、二六〇六 四、六五
ハ 民十六〇一二

に去たがひておの〳〵産業を受べきあり　五五 但しろの地い闥をもて之を分ちその父祖の支派の名に去たがひて之を獲べし　五六 即ち闥をもてろの産業を人衆き者と寡き者とに分つべきなり○　五七 レビ人のろの宗族に去たがひて數へられし者い左のごとしゲルション人の族出でコハテよりいコハテ人の族出でメラリよりいメラリ人の族出づ　五八 レビの族い左のごとしリブニ人の族ヘブロン人の族マヘリ人の族ムシ人の族コラ人の族、コハテアムラムを生り　五九 アムラムの妻の名いヨケベデといひてレビの女子なり是いエジプトにてレビに生れし者なりしがアムラムにろひてアロンとモーセおよびろの姉妹ミリアムを生り　六〇 アロンにいナダブアビウエレアザルおよびイタマル生る　六一 ナダブとアビウと異火をエホバの前にさゝげし時死り　六二 ろの核數られし一箇月以上の男子と都合二萬三千人レビ人いイスラエルの子孫の中に産業を與へられざるが故にイスラエルの子孫の中に核數られざるなり○　六三 是すなはちモーセと祭司エレアザルがヨルダンの邊なるエリコに對するモアブの平野にて數へたるイスラエルの子孫の數なり　六四 但しその中にいモーセとアロンがシナイの曠野においてイスラエルの子孫をかぞへし時に數へたる者い一人もあらざりき　六五 其いエホバ曾て彼らの事を宣て是いかならず曠野に死んといひたまひたれバなり是をもてエフンネの子カルブとヌンの子ヨシユアの外い一人も遺れる者あらざりき

第二十七章

一　茲にヨセフの子マナセの族の中なるヘペルの子ゼロペハデの女子等きたれりヘペルとギレアデの子ギレアデいマキルの子マキルとマナセの子ありろの女子等の名とマアラノアホグラミルカテルザといふ　二 彼ら集會の幕屋の門にてモーセと祭司ニレアザルと牧伯等と全會衆の前に立ち言けるとき　三 我儕の父と曠野に死り彼いかのコラに與して集りてエホバに逆ひし者等の中に加とらず自己の罪に死り然るに男子なり　四 我らの父の名なんぞその男子あらざるがためにろの族の中より削らるゝことある可んや我らの父の兄弟の中において我らにも産業を與へよと　五 モーセすなはちその事をエホバの前に陳ける　六 エホバモーセに告て言たまへく　七 ゼロペハデの女子等の言ところと道理なり汝かならず彼らの父の兄弟の中において彼らに産業を與へて獲さすべし即ちその父の産業をこれに歸せしむべし　八 汝イスラエルの子孫に告て言べし人もし男子なくして死るろの産業をこれを女子に歸せしむべし　九 もしまた女子もあらざる時ろの産業をろの兄弟に與ふべし　十 もし兄弟あらざる時いろの産業をろの父の兄弟に與ふべし　十一 もしまたろの父に兄弟あらざる時いろの親戚の最も近き者にろの産業を與へて獲さすべしエホバのモーセに命ぜしごとくイスラエルの子孫い永く之をもて律法の例とすべし○　十二 茲にエホバモーセに言たまへく汝このアバリム山にのぼり我イスラエルの子孫に與へし地を觀よ　十三 汝これを觀なばアロンの既に加はりしごとく汝もろの民に加いるべし　十四 是チンの曠野において會衆の爭論をなせる砌に汝らわが命に悖りかの水の側にて我の聖き事をかれらの目のまへに顯すことを爲ざりしが故なり是すなはちチンの曠野のカデシにあるメリバの水なり　十五 モーセエホバに申して言けるい　十六 エホバ一切の血肉ある者の生命の神よ願くいこの會衆の上に一人を立て　十七 之を去て彼等の前に出かれらの前に入り彼らを導き出し彼らを導き入る者とならしめエホバの會衆をして牧者なき羊のごとくならざらしめたまへ　十八 エホバモーセに言たまへくヌンの子ヨシユアといふ靈のやどれる人を取り汝の手をろの上に拔き　十九 これを祭司エレアザルと全會衆の前に立せて彼らの前にて之に命ずる事をなすべし　二十 汝これに自己の尊榮を分ち與へイスラエルの子孫の全會衆を去てこれに順ゲはしむべし　二一 彼い祭司ニレアザルの前に立べしエレアザル

ニ 雫十七〇四
ホ 出十八〇十五、十九
ヘ 民三六〇二
ト 民三五〇二九
チ 民卅三〇四七 申三〇二 七、卅二〇四九、三四〇一
リ 民廿〇二四、二八、卅一〇 二、申十〇六
ヌ 民廿〇十二、二四 申一〇 三七、卅二〇五一 雫百六〇卅二
ル 出十七〇七
チ 民十六〇廿二 雫十二〇九
ワ 申卅一〇二 母上五〇廿、十八〇十三 代下一〇十
カ 王上廿二〇十七 西十〇二 太九〇三六 可六〇三四
ヨ 創四一〇三八 十三〇十、十一〇二九 母上十六〇十
タ 申三四〇九 三十八
レ 申卅一〇一
ソ 民十一〇十七、二八 十三〇六九下十二〇十五 母上
ツ 雫二〇十六、十七 十七〇一、廿 〇十八〇十三、二六 母上廿 三〇九 卅〇七

ナ 出二八〇冊
ラ 書九〇十四　得上廿二〇十十三〇十五
ム 申三〇二八、冊一〇七
イ 列三〇十一、廿一〇六八　馬一〇七、十二
ロ 出二九〇三八
ハ 出十二〇六　出十六〇三六　民十五〇四
ホ 出二九〇四十
ヘ 利二〇一
ト 出二九〇四二　歴五〇二五
チ 出一九〇四二
リ 雑四六〇四
ヌ 民十〇十　得上廿二〇五　代上廿三〇冊一　代十二〇四　寡三〇五　尼十〇冊三　賽一八〇十三、十四　雑四五〇十七、四六〇十六　何二〇十一　西二〇十六
ル 民十五〇四至十二

ハウリムをもて彼のためゐエホバの前に問ことを爲べしヨシユアとイスラエルの子孫すべたちろの全會衆ハエレアザルの言にたがひて出でエレアザルの言にたがひて入べし　二二 是ゐおいてモーセハエホバの已ゐ命じたまへるごとく爲しヨシユアを取て之を祭司エレアザルと全會衆の前ゐ立せ　二三 その手をこれが上ゐ按き之ゐ命ずることを爲しエホバのモーセをもて命じたまへる如くなせり

第二十八章

一 エホバモーセゐ告て言たまはく　二 イスラエルの子孫ゐ命じて之ゐ言へわが禮物わゞ食物ゐる火祭わが馨香の物ハ汝らこれをその期ゐいたりて我ゐ献ぐることを怠るべからず　三 汝のれらゐ言べし汝らがエホバゐ献ぐる火祭ハ是ゐり卽ち當歳の全たき羔羊二匹を日日ゐ獻げて常燔祭となすべし　四 卽ち一匹の羔羊を朝ゐ獻げ一匹の羔羊を夕ゐ獻べし　五 また麥粉一エパの十分の一ゐ搗て取たる油一ヒンの四分の一を混和て素祭となすべし　六 是すなはちシナイ山ゐおいて定めたる常燔祭ゐしてエホバゐ馨しき香としてたてまつる火祭なり　七 またその灌祭ハ羔羊一匹に一ヒンの四分の一を用うべし卽ち聖所ゐおいて濃酒をエホバのためゐ灌ぎて灌祭とゐすべし　八 夕ゐハまた今一の羔羊を獻ぐべしその素祭と灌祭とハ朝のごとくゐなし之を獻げて火祭となしてエホバゐ馨しき香をたてまつるべし　九 また安息日ゐハ當歳の羔羊の全き者二匹と麥粉十分の二ゐ油をまじへたるその素祭とその灌祭を獻べし　十 是すゐはち安息日ごとの燔祭ゐして常燔祭とその灌祭の外ゐある者ゐり　十一 また汝ら月々の朔日ゐハ燔祭をエホバゐ獻べし卽ち少き牡牛二匹牡羊一匹當歳の羔羊の全き者七匹を獻げ　十二 牡牛一匹ゐハ麥粉十分の三ゐ油を和たるをもてろの素祭となし牡羊一匹ゐハ麥粉十分の二ゐ油をまじへたるをもてろの素祭となし　十三 羔羊一匹ゐハ麥粉十分の一ゐ油を混和たるをもてろの素祭となし之を馨しき香の燔祭としてエホバゐ火祭をたてまつるべし　十四 またその灌祭ハ牡牛一匹ゐ酒一ヒンの半牡羊一匹ゐ一ヒンの三分の一羔羊一匹ゐ一ヒンの四分の一を用うべし是すなはち年の月々の中月ごとゐ獻ぐべき燔祭なり　十五 また常燔祭とその灌祭の外ゐ牡山羊一匹を罪祭としてエホバゐ獻ぐべし○　十六 正月の十四日はエホバの逾越節なり　十七 またろの月の十五日ハ節日ゐり七日の間酵いれぬパンを食ふべし　十八 ろの首の日ゐハ聖會をひらくべし汝等何の職業をも爲べからず　十九 汝ら火祭を献げてエホバゐ燔祭たらゐむるゐハ少き牡牛二匹牡羊一匹當歳の羔羊七匹をもてすべし是等ハ皆全き者ゐるべし　二十 その素祭ゐハ麥粉ゐ油を和たるを用べし卽ち牡牛一匹ゐハ十分の三を獻げ牡羊一匹ゐハ十分の二を獻げ　二一 また羔羊ハ七匹ともろの羔羊一匹ごとゐ十分の一を獻ぐべし　二二 また牡山羊一匹を罪祭ゐ獻げて汝らのためゐ贖罪をゐすべし　二三 朝ゐ獻ぐる常燔祭なる燔祭の外ゐ汝ら是らを獻ぐべし　二四 是のごとく汝ら七日の間日ごとゐ火祭の食物を獻げてエホバゐ馨しき香をたてまつるべし是ハ常燔祭とろの灌祭の外ゐ獻ぐべき者なり　二五 而して第七日ゐハ汝ら聖會を開くべし何の職業をも爲べからず○　二六 七七日の後すなたち汝らが新しき素祭をエホバゐ携へきたる初穗の日ゐも汝ら聖會を開くべし何の職業をも爲べからず　二七 汝ら燔祭を獻げてエホバに馨しき香をたてまつるべし卽ち少き牡牛二匹牡羊一匹當歳の羔羊七匹を獻ぐべし　二八 その素祭ゐハ麥粉ゐ油を混和たるを用うべし卽ち牡牛一匹ゐ十分の三牡羊一匹ゐ十分の二を用ゐ　二九 また羔羊ゐハ七匹ともに羔羊一匹に十分の一を用うべし　三十 また牡山羊一匹をさゝげて汝らのために贖罪をゐすべし　三一 汝ら常燔祭とその素祭とその灌祭の外に是等を獻ぐべし是みな全き者なるべし

第二十九章

一 七月ゐいたりその月の朔日に汝ら聖會を開くべし何の職業をも爲べからず是ハ汝らが

ナ 民二八〇十九
イ 利廿三〇二四
ロ 民二八〇二十二十五〇二四
ハ 出十二〇六、十六、十八　利廿三〇五　民九〇三　申十六〇一　雑四五〇廿一
ホ 出十二〇六、十六　利廿三〇六
ヘ 利廿三〇七
ト 出十二〇十六　利廿三〇七
チ 民二八〇冊一　利廿二〇六
リ 民二九〇八　申十五〇廿一
ヌ 民二八〇十五
ル 出十二〇十六、十三〇六　利廿三〇八
ヲ 出十二〇十六、三四〇廿一　利廿三〇八　申十三〇十、十五　徒二〇一　六〇十
ワ 利廿三〇十八、十九
カ 利廿三〇十八、十九二
ヨ 民二八〇十九

ハ 民二八〇十一
ニ 民二八〇三
ホ 利十六〇二九、廿三〇二七〜卅三五〇十三、卅五八〇五
ト 民二八〇十九
チ 利十六〇三五
リ 利廿三〇三四、申十六〇十三、出四五〇二五
ヌ 出二〇四
ル 民二九〇三四、九、十、十五〇十二、二八〇七、十四

喇叭を吹べき日あり　二　汝ら燔祭をさゝげてヱホバに馨しき香をたてまつるべし即ち少き牡牛一匹當歳の羔羊の全き者七匹を獻ぐべし　三　その素祭わゝ麥粉わ油を混和たるを用うべし即ち牡牛一匹わ十分の三牡羊一匹わ十分の二をもちゐ　四　また羔羊わゝ七匹とも羔羊一匹わ十分の一を用うべし　五　また牡山羊一匹を罪祭わ獻げて汝らのためわ贖罪をなすべし　六　是ゝ月々の朔日の燔祭とその素祭および日々の燔祭とその素祭と灌祭の外ある者なり是らの物の例わたがひて之をヱホバわたてまつりて香しき馨の火祭となすべし　七　またその七月の十日わ汝ら聖會を開きかつ汝らの身をなやますべし何の職業をも爲べからず　八　汝らヱホバわ燔祭を獻げて馨しき香をたてまつるべし即ち少き牡牛一匹牡羊一匹當歳の羔羊七匹是みな全き者なるべし　九　その素祭わゝ麥粉わ油を混和たるを用うべし即ち牡牛一匹わ十分の三牡山羊一匹わ十分の二を用ゐ　十　また羔羊わゝ七匹とも羔羊一匹わ十分の一を用うべし　十一　また牡山羊一匹を罪祭わ獻ぐべし是等ゝ贖罪の罪祭と常燔祭とその素祭と灌祭の外なる者なり　十二　七月の十五日わ汝ら聖會を開くべし何の職業をも爲べからず汝ら七日の間ヱホバわ向て節筵を守るべし　十三　汝ら燔祭を獻てヱホバに馨しき香の火祭をたてまつるべし即ち少き牡牛十三牡羊二匹當歳の羔羊十四是みな全き者なるべし　十四　その素祭わゝ麥粉わ油を混和たるを用うべし即ちその十三の牡牛わゝ各箇十分の三その二匹の羔羊わゝ各箇十分の二を用ゐ　十五　その十四の羔羊わゝ各箇十分の一を用うべし　十六　また牡山羊一匹を罪祭わ獻べし是等ゝ常燔祭およびその素祭と灌祭の外なり　十七　第二日わゝ少き牡牛十二牡羊二匹當歳の羔羊の全き者十四を獻ぐべし　十八　その牡牛と牡羊と羔羊のためわ用うる素祭と灌祭とその數わ循ひて例のごとくすべし　十九　また牡山羊一匹を罪祭わ獻ぐべし是等ゝ常燔祭およびその素祭と灌祭の外なり　二十　第三日わゝ少き牡四十一牡羊二匹當歳の羔羊の全き者十四を獻ぐべし　二一　その牡牛と牡羊と羔羊のためわ用うる素祭と灌祭とその數わ循ひて例のごとくすべし　二二　また牡山羊一匹を罪祭わ獻ぐべし是等ゝ常燔祭およびその素祭と灌祭の外なり　二三　第四日わゝ少き牡牛十匹牡羊二匹當歳の羔羊の全き者十四を獻ぐべし　二四　その牡牛と牡羊と羔羊のためわ用うる素祭と灌祭とその數わ循ひて例のごとくすべし　二五　また牡山羊一匹を罪祭わ獻ぐべし　二六　第五日わゝ少き牡牛九匹牡羊二匹當歳の羔羊の全き者十四を獻ぐべし　二七　その牡牛と牡羊と羔羊のためわ用うる素祭と灌祭とその數わ循ひて例のごとくすべし　二八　また牡山羊一匹を罪祭わ獻ぐべし是ゝ常燔祭およびその素祭と灌祭の外なり　二九　第六日わゝ少き牡牛八匹牡羊二匹當歳の羔羊の全き者十四を獻ぐべし　三十　その牡牛と牡羊と羔羊のためわ用うる素祭と灌祭とその數わ循ひて例のごとくすべし　三一　また牡山羊一匹を罪祭わ獻ぐべし是等ゝ常燔祭およびその素祭と灌祭の外なり　三二　第七日わゝ少き牡牛七匹牡羊二匹當歳の羔羊の全き者十四を獻ぐべし　三三　その牡牛と牡羊と羔羊のためわ用うる素祭と灌祭とその數わ循ひて例のごとくすべし　三四　また牡山羊を罪祭わ獻ぐべし是等ゝ常燔祭およびその素祭と灌祭の外なり　三五　第八日わゝまた汝ら會をひらくべし何の職業をも爲べからず　三六　燔祭を獻げてヱホバわ馨しき香の火祭をたてまつるべし即ち牡牛一匹牡羊一匹當歳の羔羊の全き者七匹を獻ぐべし　三七　その牡牛と牡羊と羔羊のために用うる素祭と灌祭とその數わたがひて例のごとくすべし　三八　また牡山羊一匹を罪祭わ獻ぐべし是ゝ常燔祭およびその素祭と灌祭の外なり　三九　汝らその節期わゝヱホバわ斯なすべし是らゝ皆汝らが願還のためわ獻げまたゝ自意の禮物とたて獻ぐる所の燔祭素祭灌祭および酬恩祭の外なり　四十　モーセゝヱホバのモーセに命じたまへる事をことゞくイスラエルの子孫わ告たり

ヲ 民二九〇十八
ワ 利廿三〇三六
カ 利廿三〇二、代上廿三〇卅一、代下卅一〇三、歌三〇五、尼十〇卅三、雙一〇十四
ヨ 利七〇十一、十六、廿二〇廿一、廿三
タ 利廿三〇二、代上廿三〇卅一、代下卅一〇三、歌三〇五、尼十〇卅三、雙一〇十四
レ 利七〇十一、十六、廿二〇廿一、廿三

羔羊の全き者十四を獻ぐべし　二一　その牡牛と牡山羊と羔羊のためわ用うる素祭と灌祭とその數わ循ひて例のごとくすべし　二二　また牡山羊一匹を罪祭わ獻ぐべし是らゝ常燔祭およびその素祭と灌祭の外なり　二三　第四日わゝ少き牡牛十匹牡羊二匹當歳の羔羊の全き者十四を獻ぐべし　二四　その牡牛と牡羊と羔羊のためわ用うる素祭と灌祭とその數わ循ひて例のごとくすべし　二五　また牡山羊一匹を罪祭わ獻ぐべし　二六　第五日わゝ少き牡牛九匹牡羊二匹當祭の羔羊の全き者十四を獻ぐべし　二七　その牡牛と牡羊と羔羊のためわ用うる素祭と灌祭とその數わたがひて例のごとくすべし　二八　また牡山羊一匹を罪祭わ獻ぐべし是らゝ常燔祭およびその素祭と灌祭の外なり　二九　第六日わゝ少き牡牛八匹牡羊二匹當歳の羔羊の全き者十四を獻ぐべし　三十　その牡牛と牡羊と羔羊のためわ用うる素祭と灌祭とその數わたがひて例のごとくすべし　三一　また牡山羊一匹を罪祭わ獻ぐべし是等ゝ常燔祭およびその素祭と灌祭の外なり　三二　第七日わゝ少き牡牛七匹牡羊二匹當歳の羔羊の全き者十四を獻ぐべし　三三　その牡牛と牡羊と羔羊のためわ用うる素祭と灌祭とその數わたがひて例のごとくすべし　三四　また牡山羊を罪祭わ獻ぐべし是等ゝ常燔祭およびその素祭と灌祭の外なり　三五　第八日わゝまた汝ら會をひらくべし何の職業をも爲べからず　三六　燔祭を獻げてヱホバわ馨しき香の火祭をたてまつるべし即ち牡牛一匹牡羊一匹當歳の羔羊の全き者七匹を獻ぐべし　三七　その牡牛と牡羊と羔羊のために用うる素祭と灌祭とその數わたがひて例のごとくすべし　三八　また牡山羊一匹を罪祭わ獻ぐべし是らゝ常燔祭およびその素祭と灌祭の外なり　三九　汝らその節期わゝヱホバわ斯なすべし是らゝ皆汝らが願還のためわ獻げまたゝ自意の禮物とたて獻ぐる所の燔祭素祭灌祭および酬恩祭の外なり　四十　モーセゝヱホバのモーセに命じたまへる事をことゞくイスラエルの子孫わ告たり

イ 民一〇四、十六、七〇二
ロ 利二七〇二　申廿三〇廿一　士十一〇卅、三五　傳九〇四
ハ 利五〇四　太十四〇九　徒廿三〇十四
ニ 詩九五〇廿
ホ 伯廿三〇二七　箴廿二〇二五、五十〇十四、六六〇十三、十四、百十六〇十四、十八　箴一〇十五
ヘ 詩五六〇十二
ト 箴三〇十六

第三十章

一 モーセイスラエルの子孫の支派の長等ゐ告て云ふエホバの命じたまふ事い是のごとし
二 人もしエホバゐ誓願をかけ又いその身ゐ斷物をなさんと誓ひなばその言詞を破るべからずその口より出
ロ しゝごとく凡て爲べし　三 また女もし若くしてその父の家ゐ居る時エホバゐ誓願をかけ又いろの身斷物を
ホ 爲ことあらんゐ　四 その父これが誓願またいその身ゐ斷し斷物を聞て之ゐむものひて言ふこと無ば其かけた
る誓願を行ひまたその身に斷し斷物を守るべし　五 然どその父これを聞る日ゐ之を允さゞるあらばその誓
願ゐおよびろの身に斷し斷物を凡て止ることを得べしその父の允さゞるゐれば エホバこれを赦したまふゐ
ヘ もしまた夫ゐ適く身にして自ら誓願をかけまたいその身に斷物せんと輕々しく口より言いだすこと
あらんにろの夫これを聞もろのこれを聞る日ゐこれゐ向ひて言ふこと無ばろの誓願を行ひろの身に斷
し斷物を守るべし　八 されど夫もし之を聞る日ゐこれを允さゞるゐならば之ごのかけし誓願またいろのろの身
ト ゐ斷物ゆんと輕々しく口ゐ出しゝところの事を空うするを得べし エホバいその女を赦したまふなり　九 ま
た寡婦ゐるひい去れたる婦人の誓願など凡てその身になしゝ斷物いこれを守るべし　十 婦女もしその夫の
家ゐおいて誓願をかけ又いその身ゐ斷物せんと誓ふことあらんに　十一 夫これを聞てこれに對ひて言ふこと
なく之を允さゞること無ばろの誓願い凡てこれを行ふべくろの身に斷し斷物い凡てこれを守るべし　十二 然
どろの夫もしこれを聞る日に全くこれを空うせばろの誓願またいろの斷物ゐつき口より出しゝ事い凡て
守るゐ及ばずろの夫これを空くなしたるなればエホバろの婦女を赦したまふゐり　十三 凡て誓願ゐおよび凡て
その身をゐやますとゐろの誓約い夫これを堅うすることを得夫これを空うすることを得べし　十四 その夫も
し之にむかひて言ふことゐくして日をゐくらば之ごの誓願またいゐれが斷物を凡て堅うするゐり彼これを

第三十一章

一 茲にエホバモーセゐ告て言たまはく　二 汝イスラエルの子孫の仇をミデアン人ゐ報ゆべ
し其後汝いろの民ゐ加むらん　三 モーセすなわち民ゐ告て言けるい汝らの中より人を選みて戰爭にいづる
ロ 准備をなさしめ之を去てミデアン人ゐ攻ゆかしめてエホバの仇をミデアン人ゐ報ゆべし　四 卽ちイスラエ
ルの諸の支派につきて各々の支派より千人づゝを取りこれを戰爭につかはすべしと　五 是ゐおいて各々の
支派より千人づゝを選みイスラエルの衆軍の中より一萬二千人を得て戰爭にいづる准備をなさしむ　六 モ
ーセすゐはち各々の支派より千人宛を戰爭ゐ遣しまた祭司エレアザルの子ピチハスゐ聖器と吹鳴す喇
ハ 叭を執しめて之とゝもゐ戰爭ゐ遣せり　七 彼らエホバのモーセゐ命じたまへるごとくミデアン人を攻擊ち
遂にその中の男子をことごとく殺せり　八 ろの殺しゝ者の外ゐまたミデアンの王五人を殺せりそのミデア
ニ ンの王等いエビレケムツルホルレバといふまたベオルの子バラムをも劍ゐかけて殺せり　九 イスラエルの
ホ 子孫すゐはちミデアンの婦女等とその子女を生擒りその家畜と羊の群とその貨財をことごとく奪ひ取り
十 その住居の邑々とその村々とを盡く火ゐて燒り　十一 こゝくて彼等いその奪ひし物と掠めし物を人と畜とも
ゐ取り　十二 エリコゐ對するヨルダンの邊ゐるモアブの平野の營にその生擒し者と掠めし物と奪ひし物とを
ヘ 攜へきたりてモーセと祭司エレアザルとイスラエルの子孫の會衆に詣れり　十三 時ゐモーセと祭司エレア
ト ザルおよび會衆の牧伯等みな營の外ゐ出て之を迎へたりしが　十四 モーセいその軍勢の領袖等すゐはち戰

イ 民二五〇十七
ロ 民二七〇十三
ハ 民十〇九
ニ 申廿〇十三　士廿一〇十一　撒上二七〇九　王上十一〇十五、十六
ホ 士六〇一、二〇卅三
ヘ 書十三〇廿一　撒十三〇廿二
ト 撒十三〇廿二
チ 申廿〇十四

聞る日ゐ妻ゐむかひて言ふことを爲ざるに因て之を堅うせるなり　十五 然どその夫もしこれを聞たる後ゐい
たりてこれを空うする事ゐらばその妻の罪を任べし　十六 是すなはちエホバがモーセゐ命じたまへる法令ゐ
して夫と妻ゐおよび父とろの女子の少くして父の家ゐゐる者とにかゝゐる者なり

第三十一章

一 茲にエホバモーセゐ告て言たまはく　二 汝イスラエルの子孫の仇をミデアン人ゐ報ゆべ
し其後汝いろの民ゐ加むらん　三 モーセすなわち民ゐ告て言けるい汝らの中より人を選みて戰爭にいづる
ロ 准備をなさしめ之を去てミデアン人ゐ攻ゆかしめてエホバの仇をミデアン人ゐ報ゆべし　四 卽ちイスラエ
ルの諸の支派につきて各々の支派より千人づゝを取りこれを戰爭につかはすべしと　五 是ゐおいて各々の
支派より千人づゝを選みイスラエルの衆軍の中より一萬二千人を得て戰爭にいづる准備をなさしむ　六 モ
ーセすゐはち各々の支派より千人宛を戰爭ゐ遣しまた祭司エレアザルの子ピチハスゐ聖器と吹鳴す喇
ハ 叭を執しめて之とゝもゐ戰爭ゐ遣せり　七 彼らエホバのモーセゐ命じたまへるごとくミデアン人を攻擊ち
遂にその中の男子をことごとく殺せり　八 ろの殺しゝ者の外ゐまたミデアンの王五人を殺せりそのミデア
ニ ンの王等いエビレケムツルホルレバといふまたベオルの子バラムをも劍ゐかけて殺せり　九 イスラエルの
ホ 子孫すゐはちミデアンの婦女等とその子女を生擒りその家畜と羊の群とその貨財をことごとく奪ひ取り
十 その住居の邑々とその村々とを盡く火ゐて燒り　十一 こゝくて彼等いその奪ひし物と掠めし物を人と畜とも
ゐ取り　十二 エリコゐ對するヨルダンの邊ゐるモアブの平野の營にその生擒し者と掠めし物と奪ひし物とを
ヘ 攜へきたりてモーセと祭司エレアザルとイスラエルの子孫の會衆に詣れり　十三 時ゐモーセと祭司エレア
ト ザルおよび會衆の牧伯等みな營の外ゐ出て之を迎へたりしが　十四 モーセいその軍勢の領袖等すゐはち戰

リ 申廿〇十四　母上十五〇三
ヌ 民二五〇二
ル 民二四〇十四　後段二〇十
五　數二〇十四
ヲ 民二五〇九
ワ 出廿一〇十一
カ 民九〇二
ヨ 民十九〇十一
タ 民十九〇九、十七
レ 數十一〇二五
ソ 書廿二〇八　母上廿〇二四
ツ 民卅一〇廿四七、十八〇二六
子 民卅一〇四二五四七
ナ 民三〇七、八二五、卅一、三六、十八〇三四

爭より歸りきたれる千人の長等と百人の長等のなせる所を怒れり　モーセすゐはち彼等に言けるい汝らい婦女等をことゴ〳〵く生し存しや　視よ是等の者いバラムの謀計によりイスラエルの子孫を去てペオルの事ゐおいてエホバゐ罪を犯さしめ遂ゐエホバの會衆の中に疫病おこるゐいたらゑめたり　然せこの子等の中の男の子を盡く殺しまた男と寢て男ゑれる婦人を盡く殺せ　但し未だ男と寢て男ゑれる事あらざる女の子いこれを汝らのためゐ生し存べし　而して汝らい七日の間營の外ゐ居れ汝らの中凡そ人を殺せし者またい殺されし者ゐ捫りたる者い第三日と第七日ゐその身を潔め且その俘囚を潔むべし　また一切の衣服と一切の皮の器具ゐよび凡て山羊の毛ゐて作れる物と凡て木にて造れる物を潔むべしと　祭司エレアザル戰ゐいでし軍人等ゐ言けるいエホバのモーセゐ命じたまへる律法の例い是のごとし　金銀銅鐵錫鉛ゐど　凡て火ゐ勝る物い火の中を通すべし然せば潔くならん然なおら尙また潔淨の水をもてこれを潔むべしまた凡て火に勝ざる者い水の中を通すべし　汝等い第七日ゐその衣服を洗ひて潔くなり然る後營ゐいるべし　ろの時エホバモーセゐ告て言たまへく　汝と祭司エレアザルおよび會衆の族長等この取獲たる人と畜の總數を去らべ　ろの獲物を二分ゐ分てその一を戰爭ゐいでゝ戰ひし者ゐ予へその一を全會衆に予へよ　而して戰ひゐ出し軍人をして人またい牛またい驢馬またい羊ゐの〳〵五百おとゐ一をとりてエホバゐ貢として奉つら去めよ　卽ち彼らの一半より之をとりエホバの擧祭として祭司エレアザルゐ與へよ　またイスラエルの子孫の一半よりいその獲たる人またい牛またい驢馬またい羊やたい種々の獸畜五十ごとゐ一を取りエホバの幕屋の職守を守るところのレビ人ゐこれを與へよと　モーセと祭司エレアザルすなはちエホバのモーセに命じたまへるおとく爲り　その掠取物すゐはち軍人等が奪ひ獲たる物の殘餘い羊六十七萬五千　牛七萬二千　驢馬六萬一千　人三萬二千是みな未だ男と寢て男ゑれる事あらざる女おり　その一半すなはち戰爭にいでし者の分い羊三十三萬七千五百　エホバに貢として奉つれる羊い六百七十五　牛三萬六千その中よりエホバに貢とせし者い七十二　驢馬三萬五百その中よりエホバゐ貢とせし者ハ六十一　人一萬六千ろの中よりエホバゐ貢とせし者い三十二人　モーセその貢すゐはちエホバの擧祭おる者を祭司エレアザルゐ與へたりエホバのモーセゐ命じたまへる如し　モーセおの戰爭に出しものより分ちとりてイスラエルの子孫ゐ予へし一半　すなはち會衆ゐ屬する一半い羊三十三萬七千五百　牛三萬六千　驢馬三萬五百　人一萬六千　すゐはちイスラエルの子孫のその一半よりモーセ人と畜ともゐ各箇五十ごとゐ一を取りエホバの幕屋の職守をまもるレビ人ゐ之を與へたりエホバのモーセゐ命じたまへるごとし　時に其軍勢の帥士たりし者等すゐはち千人の長百人の長等モーセにきたりモーセに言けるい僕等我らの手ゐ屬する軍人を數へたるゐわれらの中一人も缺たる者なし　是をもて我ら各人ろの獲たる金の飾品すなはち鏈子釧指環耳環頸玉等をエホバに携へきたりて禮物となし之をもて我らの生命のためゐエホバの前に贖罪をおさんとすと　モーセと祭司エレアザルすゐはち彼らよりろの金を受たり是みゐ製り成る飾品おり　千人の長と百人の長たちおのエホバゐ獻げて擧祭とゐせしその金い都合一萬六千七百五十シケル　軍人い各箇その掠取物をもて自分の有とゐせり　モーセと祭司エレアザルい千人の長と百人の長等よりその金を受て集會の幕屋ゐ携へいりエホバの前ゐおさてイスラエルの子孫の記念とならしむ

第三十二章

ルベンの子孫とガドの子孫い甚だ多くの家畜の群を有り彼等ヤゼルの地とギレアデの

ラ 民十八〇八、十九
ム 民卅一〇廿
ン 出卅〇十六
イ 民廿一〇卅二、書十三〇二五　母下二四〇五
ワ 出卅〇十二、十六
井 申廿〇十四

イ 民廿三〇三六
ロ 民廿三〇三八
ハ 民廿三〇三八
ニ 民廿三〇三八
ホ 民廿一〇二四、三四
ヘ 民十三〇三、二六
ト 申一〇廿二
チ 民十三〇二四、卅一　申一〇二四、二八
リ 民十四〇十一、廿一　申一〇三四
ヌ 民十四〇二八、二九　申一〇三五
ル 民十四〇二四、卅
ヲ 民十四〇二四　申一〇三六
ワ 民十四〇八、九　申十四〇八、九
カ 民三二六〇六四、六五
ヨ 申一〇三四
タ 申卅〇十七　書廿二〇十六、十七、二十　代下七〇十九、十九、二十
レ 書四〇十二、十三

地を觀るにろの處い家畜に適き所なりければ　二ガドの子孫とルベンの子孫來りてモーセと祭司エレアザルと會衆の牧伯等に言けるは　三アタロテ、デボン、ヤゼル、ニムラ、ヘシボン、エレアレ、シバム、ネボ、ベオン　四即ちエホバぞイスラエルの會衆の前に擊ほろぼしたまひし國い家畜わ適き所なるぞ我らい家畜あり　五また曰ふ然ぞ我らもし汝の目の前わ恩を獲たらぞ請ふこの地を僕等に與へて產業となさ玄め我らをしてヨルダンを濟ることを無ら玄めよと期いへり　六モーセガドの子孫とルベンの子孫わ言けるい汝らの兄弟たちい戰ひに往わ汝らも此に坐しをらんとするや　七汝ら何ぞイスラエルの子孫の心を挫きてエホバのこれわ賜ひし地に濟ることを得ざら玄めんとするや　八汝らの先祖等も我ぞのカデシバルネアより其地を觀わ遣せし時わ然なせり　九即ち彼らエシコルの谷わ至りて其地を觀し時イスラエルの子孫の心を挫きて之をしてエホバの賜ひし地に往ことを得ざら玄めたり　十ろの時エホバ怒を發し誓ひて言たまひけらく　十一エジプトより出きたるる人々の二十歳以上なる者い一人も我がアブラハムイサクヤコブわ誓ひたる地を見ざるべし其はかれら我に全くい從はざれぞなり　十二然ケナズ人エフンすの子カルブとヌンの子ヨシユアとを除く此二人いエホバに全く從ひたれぞなり　十三エホバかくイスラエルにむかひて怒を發し之をして四十年のあひだ曠野にさまよは玄めたまひけれぞエホバの前に惡をなしろの代れ人みな終に亡ぶるに至れり　十四抑汝らいろの父わ代りて起れる者即ち罪人の種わしてエホバのイスラエルにむかひて懷たまふ烈しき怒を更に增んとするなり　十五汝ら若反きてエホバに從はずぞエホバまたこの民を曠野わ遺おきたまはん然せば汝等すなはちこの民を滅ぼすにいたるべし　十六彼らモーセの側に進みよりて言けるい我らい此わ我らの群のためわ羊の圈を建我らの少者のためわ邑を建んとす　十七然ぞ我らいイスラエルの子孫をろの處に導きゆくまでい身をよろひて之ぞの前に奮ひ進まん第われらの少者いこの國に住る者等のためわ堅固なる邑に居ざるを得ず　十八我らいイスラエルの子孫が皆おのゝろの產業を獲までい我らの家に歸らじ　十九我らいヨルダンの彼旁において彼らと偕に產業を獲ことを爲に我らいヨルダンの此旁すなわち東の方に產業を獲ればなり　二十モーセかれらわ言けるい汝らもしこの事を爲し汝らみな身をよろひてエホバの前に往て戰ひ　二一汝ら皆身をよろひエホバの前にゆきてヨルダンを濟りエホバのろの敵を己の前より逐はらひたまひて　二二この國のエホバわ服ふにおよびて後汝ら歸ぞエホバの前わもイスラエルの前わも汝ら罪ゐかるべし然せぞこの地いエホバの前において汝らの產業とならん　二三然ぞ汝らもし然せずぞ是エホバにむかひて罪を犯すなれぞ必ずろの罪汝られ身におよぶと知べし　二四汝らろの少者のために邑を建てろの羊のためわ圈を建よ而して汝らの口より出せるところを爲せ　二五ガドの子孫とルベンの子孫モーセにこたへて言けるいわぞの主の命じたまふごとく僕等行ふべし　二六我らの少者と妻と羊と諸の家畜い此にギレアデの邑々わ居べし　二七然ど僕等いふの〳〵戰爭のために身をよろひてわぞ主の言たまふ如くエホバの前わ涉りゆきて戰ふべし　二八是わおいてモーセかれらの爲に祭司エレアザルとヌンの子ヨシユアとイスラエルの支派の族長等わ命ずる事ありき　二九すなはちモーセかれらに言けるいガドの子孫とルベンの子孫もし汝らとゝもにヨルダンを濟りゆき各箇身をよろひてエホバの前わ戰ひてこの地汝らに服ふにいたらぞ汝らキレアデの地をかをらに與へて產業となさ玄むべし　三十然ど彼らもし汝らとゝもに身をよろひて濟りゆかずぞ彼らいカナンの地に於て汝らの中わ產業を獲ざる可らず　三一ガドの子孫とルベンの子孫こたへて言ふエホバぞ僕等に言たまふごとく我ら爲べし　三二我らい身をよろひてエホバの前わカナンの地に濟りゆきヨルダンの此旁おる我

ソ 書廿二〇四
ツ 民廿三〇卅三　書十二〇一十三〇八
テ 申廿三〇十八　書一〇十四、四〇十二、十三
ナ 申三〇廿　書十一〇廿三、十八〇一
ラ 書廿二〇四
ム 申三〇十二、十五、十六、十八、書一〇十五、十三〇八、廿二、廿二〇四、九
ウ 創四〇七、四四〇十六　饗五九〇十二
ヰ 民廿二〇十六、三四
ノ 書一〇十四
オ 書四〇十二
ク 書一〇十三